

令和5事業年度

監事 監査報告書

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

自令和5年4月1日

至令和6年3月31日

国立研究開発法人

海上・港湾・航空技術研究所

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「うみそら研」という。）令和 5 事業年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）の業務運営、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分（損失の処理）に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

本監査報告は、以下の方法により、うみそら研の本事業年度に係る業務運営、事業報告書、財務諸表、決算報告書及び会計検査人の会計監査（以下「財務諸表等」という。）の監査を行い、作成した。

1. 監査計画の策定及び監査準備等

令和 5 事業年度監事監査計画に基づき、理事長、経営戦略室長（経営戦略担当理事）並びに海上技術安全研究所（以下「海技研」という。）、電子航法研究所（以下「電子研」という。）及び港湾空港技術研究所（以下「港空研」という。）の各研究所長（各研究所担当理事）、各研究統括監、各研究監、監査室長その他職員と意思疎通を図り、情報の収集及び効率的な監査実施に向けた環境の整備に努めた。

本事業年度は、「統合効果の検証・評価」、「コーポレートガバナンスの観点の導入」及び「理事長はじめとする執行部門との意思疎通」を基本方針とし、以下の項目を重点監査項目とした。

- ① 中長期計画の達成状況の検証
- ② 理事長の意思決定の状況の検証
- ③ 内部統制システムの構築・運用状況の確認・検証
- ④ 会計監査

また、本事業年度は、第 2 期中長期目標期間の初年度であり、第 2 期中長期目標期間全体を視野に入れて、本事業年度における事業が着実に

進められているか監査を実施した。

なお、本事業年度の監査においては、海技研及び電子研については田辺監事、港空研については日向監事が主として担当した。

2. 法人の意思決定及び役職員の職務の執行状況等調査

理事会、役員懇談会、海技研・港空研・電子研の各研究所の幹部会その他重要な会議に出席し、理事会及び役員懇談会においては、理事長の意思決定について、各研究所の幹部会等においては、理事長の命を受けて各研究所の運営に必要な職務を遂行する海技研・港空研・電子研の各研究所長の意思決定について、それぞれ明らかに不合理なことなく適切に実施されているか確認を行うとともに、これらの重要会議等において法令及び内部規程に基づき適正に法人の意思決定が行われているか確認した。

また、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて各研究所長、系長・領域長及びその他関係部署の管理者、責任者等から職務の執行状況の説明を求めた。

3. 監査の実施及び通則法に定める書類及び理事長決裁に係る法人文書の調査

うみそら研、海技研・港空研・電子研の各研究所における業務の運営、財産の状況等の監査及び国土交通大臣に提出する書類を調査するとともに、理事長決裁に係る全ての法人文書及び規程の新設・改正に係る法人文書を調査し、法令及び内部規程に基づき適正に法人の意思決定が行われているか確認した。

4. 内部統制システムの整備及び運用状況の調査

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備及び運用状況に関して、「理事長との定期会合」等の機会を利用して必要な情報を聴取し、内部統制システムの整備及び運用状況が適切か確認した。また、内部統制システムに関して「管理者へのヒアリング」等の機会を利用して経営戦略室長（経営戦略担当理事）、各研究所長（各研究所担当理事）、各研究統括監及び監査室長から聴取し、内部統制システムの整備及び運用状況が適切か確認した。

さらに、内部統制・リスク管理委員会にオブザーバーとして出席し、必要な確認・コメントを行った。

併せて、必要に応じ役職員から内部統制システムの整備及び運用の状況について報告を受けた。

5. 会計監査人監査の適正性等調査

本事業年度に係る財務諸表等を検証するに当たって、事前に会計監査の相当性を確認するために、監査法人の品質管理・監査チームの独立性確保等に関する説明を求めるとともに、会計監査人による監査計画及び重点監査項目の説明を受け、会計監査開始時における会計監査の相当性について確認を行なった。加えて、会計監査人と必要に応じ意見交換を実施した。

また、期末監査においては、事前に説明を受けたとおり、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について必要に応じ説明を求めるとともに、証拠の提出を求めた。

II 監査の結果

1. うみそら研の業務が、法令等に従い適正に実施されているか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかについての意見

うみそら研の業務は、関係諸法令及び業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第2期中長期計画及び令和5年度計画（以下「中長期計画等」という。）に従い適切に実施され、中長期目標の達成に向け着実に取組が進められたものと認められる。なお、諸規程等の遵守について、一部対応面で課題が見受けられた点については、2.（4）で後述する。

本事業年度における主な取組として、以下の活動が挙げられる。

（1）分野横断的な研究の推進等

分野横断的な研究の推進等については、中長期計画等に従い、海技研・港空研・電子研の各研究所が連携し、以下3つの研究テーマの研究開発が効果的かつ効率的に実施されたものと認められる。

- ①安全・安心社会の実現に向けた船舶、港湾、空港ほか輸送に関連したビッグデータを活用した地震・水害等による大規模災害時の輸送

- シミュレータによる災害防止・被害最小化方策に関する研究開発
- ②再生可能エネルギー関連施設の促進に関連し、洋上風力発電施設の計画・施工、保守点検等の高度化に関する研究開発
 - ③環境汚染を最小限にとどめるため、海上での船舶の衝突、座礁等で問題となる搭載油を効率的・効果的に回収するための研究開発

(2) 船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術に関する研究開発等（以下「海技研の研究開発等」という。）

海技研の研究開発等については、中長期計画等に従い、重点研究等を中心に効果的かつ効率的に実施されたものと認められる。

中長期計画では、①海上輸送の安全の確保、②海洋環境の保全、③海洋の開発、④海上輸送を支える基盤的な技術開発を重点分野とし、これらに対応した課題について、運営費交付金等を活用した研究開発業務を実施している。その中で特に重点的に進めるべき課題については、予算を重点的に配分して実施している。

また、科学研究費補助金等を活用した研究、国土交通省、文部科学省等の国や公的主体からの受託・請負研究、共同研究を実施するとともに、民間企業からの受託・請負研究、共同研究等の案件を積極的に獲得している。

(3) 港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術に関する研究開発等（以下「港空研の研究開発等」という。）

港空研の研究開発等については、中長期計画等に従い、特別研究等を中心に効果的かつ効率的に実施されたものと認められる。

中長期計画では、①沿岸域における災害の軽減と復旧、②沿岸・海洋環境の形成・保全・活用と脱炭素社会の構築、③経済と社会を支える港湾・空港の形成、④情報化による技術革新の推進を重点分野とし、これらに対応した課題について、運営費交付金等を活用した研究開発業務を実施している。その中で特に重点的に進めるべき課題については、予算を重点的に配分して実施している。

また、競争的資金を活用した研究、国土交通省等の国や公的主体からの受託・請負研究、共同研究も実施している。

さらに、令和5年8月には、中小企業イノベーション創出推進事業（SBI R制度のフェーズ3）において、国土交通省が基金設置法人を通じて行う補助事業の進捗管理等を支援する運営支援法人の一つとして、「国際競争力強化に資する交通基盤づくりに向けた技術の開発・

実証」分野の運営支援法人にうみそら研が採択され、港空研がその実務担当としての業務を適切に実施している。

(4) 電子航法に関する研究開発等（以下「電子研の研究開発等」という。）

電子研の研究開発等については、中長期計画等に従い、重点研究等を中心に効果的かつ効率的に実施されたものと認められる。

中長期計画では、①航空交通の安全性及び信頼性の向上、②航空管制の高度化と環境負荷の低減、③空港における運用の高度化、④航空交通を支える基盤技術の開発を重点分野とし、これらに対応した課題について、運営費交付金を活用した研究開発業務を実施している。その中で、特に重点的に進めるべき課題については、予算を重点的に配分して実施している。

また、競争的資金を活用した研究、国土交通省、総務省等の国や公的主体からの受託・請負研究、共同研究も実施している。

(5) 研究開発成果の社会への還元

研究開発成果の社会への還元については、以下のとおり、中長期計画等に従い、効果的かつ効率的に実施されたものと認められる。

なお、主な取組については以下のとおりである。

(技術的政策課題の解決に向けた対応)

本事業年度では、海上輸送の安全確保等、港湾等の整備事業、航空交通の安全に関する技術課題に関し、国土交通省、同地方整備局、地方自治体等からの委託を受け、受託研究を実施している。受託研究の成果については、国等において、設計条件の設定、解析手法・性能照査手法の改良・設定、事業計画や対策の検討に必要な資料等として幅広く活用されている。

また、うみそら研が有する研究成果や技術的知見等について、国土交通省等が策定及び改定を行う基準やガイドラインに反映させるため、基準等の策定及び改定作業に積極的に参画し、海上輸送の安全確保・海洋環境の保全等に係る基準、港湾の施設に係る技術基準・ガイドライン及び航空交通の安全等に係る基準等の策定・改定に貢献している。

(災害及び事故への対応)

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震において、石川県から

の要請に基づく国による港湾施設の管理代行に伴い、能登半島の七尾港、輪島港、飯田港などの港湾の係留施設の迅速な利用可否判断が求められる中、港空研は、地震発生の翌日から、港湾構造物を専門とする研究者を石川県内の港湾施設へ緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）として派遣し、現地調査、利用可否に係る助言などの技術支援を実施し、地震により被害を受けた石川県内の港湾における船舶の早期着岸・円滑な物資輸送の確保に大きく貢献した。

また、国土技術政策総合研究所（横須賀）と連携して「能登半島地震対応技術支援チーム」を発足させ、TEC-FORCE と横須賀の研究所とが一体的に被災施設の利用可否判断、応急復旧等のための総合的な技術的支援を行った。

また、本年1月2日に羽田空港で発生した航空機衝突事故を踏まえ、滑走路路上における航空機等の衝突防止のための、さらなる安全・安心対策をハード・ソフト両面から検討を行うために国土交通省に設置された「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」に、電子研から、航空交通管理を専門とする研究者が委員として参加し、同委員会における対策の検討に寄与している。

（研究の中核機関としての役割強化）

研究所の優れた成果を社会に還元するために、学術的なシーズを有する大学や産業的なニーズを有する民間企業等、あるいは他の国立研究開発法人等との共同研究、受託研究、技術コンサルティング、研究者・技術者等との情報交換・意見交換等の取組を行い、産学官における研究成果の活用を推進している。

（知的財産権の普及活用）

特許の出願等の知的財産権の取得については、褒賞金の支払い等による出願のインセンティブ付与など、取組を促進する一方で、出願等について厳格な手続きを行っている。

また、保有特許等の知的財産権の利用促進に向け、企業等へ積極的にアピールするため各研究所の研究発表会・講演会を活用するとともに、ホームページ及び開放特許情報データベースにおける取得特許の公開などを通じ、うみそら研の知的財産権の普及を図っている。

（情報発信や広報の充実）

行政等に対しては、研究発表会、講演会、研究所報告等の発行等によ

り、研究業務を通じて得られた技術情報等を積極的に発信している。

また、一般の方々に対しては、研究成果を分かりやすく説明・紹介する広報誌やパンフレット等の発行、ホームページ掲載、研究所の一般公開等を通じたアウトリーチ（広報周知活動）を行っている。

なお、昨事業年度の監事監査報告において指摘した、ホームページへのSEO(Search Engine Optimization)機能の搭載による、うみそら研の研究内容について関心のある一般の方々への幅広くかつ効率的にアプローチする取組については、本事業年度において、電子航法研究所において、SEO 機能を搭載したホームページのリニューアルを行い、現在、公開中である。

令和6事業年度においては、業務連携委員会を活用し、電子研のホームページに搭載した現在運用中のSEO機能が求められる機能を十分に発揮しているか検証し、必要な見直しを行った上で、海技研、港空研における今後のホームページの見直しにつなげていくことが必要である。

なお、アウトリーチの実施にあたっては、研究所の限られた予算・人員のリソースを経営戦略的な視点で最適に配分し、最も効果的な実施手法の選択を行うことが必要である。そのため、アウトリーチの目的及びターゲットを明確にし、その実施結果についてはレビューを行い、取組の改善につなげていくことが望まれる。

（6）戦略的な国際活動の推進

戦略的な国際活動の推進については、中長期計画等に従い、効果的かつ効率的に実施されたものと認められる。

研究成果の国際基準・国際標準化を実現するために、IMO、ICAO等への提案作成に関与するだけでなく、国際基準及び国際標準に関する国際会議に積極的に参画している。

2. うみそら研の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムの整備及び運用については、次のとおりであるが、引き続き、取組を強化することが必要である。

（1）理事長の職務の執行状況

理事長は、通則法に定める法人の長として、通則法の規定に基づき、独立行政法人を代表し、うみそら研の業務を総理することとなっている。一方、海技研・港空研・電子研の各研究所長が、理事長の命を受けて、各研究所の業務の特性等を勘案し、①各研究所の運営方針、②建

物、物品の管理、③公印・公文書類の管理、④規程等の制定等、⑤研究及び開発の企画・実施・評価、⑥研究の連携・情報発信、⑦国際機関との連携等、⑧知的財産権に関する事項等、各研究所の運営に必要な職務を遂行することとしている。但し、特に重要な案件等については理事長の承認を要することとしている。

また、理事長の下で定期的に理事会及び役員懇談会を開催し、重要な事項の意思決定、重要な課題の情報共有を行っている。各研究所においても定期的に幹部会等を開催し、各研究所に関わる事項についての意思決定等を行っている。

理事長は、第2期中長期目標期間の初年度において、幅広い知識・経験による高いマネジメント能力及びリーダーシップを発揮して分野横断的研究の推進及び各種の業務改善等を牽引し、概ね、その職務について適正に執行したものと認められる。

今後とも、理事長が高いマネジメント能力及びリーダーシップを発揮し、うみそら研の業務を適正かつ効率的に牽引していくことを期待している。

なお、昨事業年度の監事監査報告において指摘した、理事長による各研究所を包括した、うみそら研全体としてのビジョン・パーパスの明確化及び発信については、令和5年4月に理事長に就任後、本事業年度の経験から得られた考えをまとめた全職員向けのメッセージを令和6年4月初旬に発出している。

同メッセージにおいては、役職員の意識向上及び組織の一体感の醸成に必要となる視点として、社会経済を支えるうみそら研の重要な研究開発の最大限の成果の確保並びに各研究所固有の責務を効率的かつ効果的に果たせる環境の整備及び人材の確保・育成を実現していくための、さまざまな視点を提示している。

引き続き、役職員に対する情報発信に継続的に取り組み、同メッセージで提示した視点を踏まえた業務運営がなされるとともに、今後は、社会経済を支えるうみそら研の研究開発業務の重要性を社会一般に対し、より明確に示すことができる理事長としての対外的なビジョンの発信にも期待したい。

また、本事業年度においては、うみそら研で初めての取組として、理事長のイニシアチブの下、第2期中長期計画中の計画事項を具体化し、各事業年度における取組の進捗管理を行うことを目的とするロードマップの整備を決定している。令和6事業年度における同計画の速やかな作成及び今後の同計画に基づく計画的かつ着実な取組を期待し

たい。

なお、本事業年度における内部統制システムの整備及び運用に係る理事長の職務の執行の状況に関しては、後述の（４）に記載する港空研職員のコンプライアンス違反の疑いのある事案における対応面で一部課題が見受けられたものの、指摘すべき重大な事項は存在しないものと認められる。

（２）内部監査

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所内部監査規程に基づき、これまで研究所毎に置かれていた内部監査責任者を一元化し、理事長直属の独立した監査室が設置され、理事長に任命された内部監査責任者である監査室長が、本事業年度においては、文書管理、個人情報管理等、予算執行管理及び会計処理、研究活動における不正行為の防止及び公的研究費等の管理、営業秘密管理、安全保障輸出管理、業務委託契約等、情報セキュリティ並びに利益相反マネジメント等を監査項目とした監査年次計画書及び監査実施計画書を事業年度当初に作成し、計画的かつ実効性のある内部監査が行われたものと認められる。

令和６事業年度以降においても、同室の下で計画的かつ実効性のある内部監査が実施されることを期待したい。

なお、監査結果は、特段の重大な指摘はなく適切である旨の評定であった。

（３）規程類の整理

うみそら研では、うみそら共通の規程類及び各研が策定した規程類があり、これら規程類に従って研究業務、管理業務が実施されている。

しかしながら、法人としての一体化をさらに推進するとともに、内部統制システムの適正な運用の観点から、うみそら研の規程類と各研の規程類の間の不整合あるいは各研の規程類の間の不整合の解消等、規程類の整理を計画的に進めることが必要である。

本事業年度においては、懲戒規程の一部見直しが行われたところであるが、その後、さらなる見直しが必要な規程類の不備が発見されたところであり、迅速な改訂が必要である。規程類のうち、特に、懲戒、人事評価、倫理、ハラスメント等の人事関係、文書管理関係、固定資産の貸付関係の規程等、各研固有の事情がなく独自で定める必要性のない規程については、引き続き、計画的に再整理・統一化を図ることが必要である。

なお、これら規程類の計画的な整理・統一化を進めるにあたっては、うみそら研の規程類全体に共通する、うみそら研の規程で定めるべき事項と各研の規則で定めるべき事項との役割分担の考え方を可能な限り整理した上で、業務の適正化、効率化の確保のみならず、規程・規則間の不整合による支障を防止する観点から、改訂の優先度を検討の上、各規程類の改訂スケジュールを整理した第2期中長期計画期間におけるロードマップに基づき取り組むことが必要である。

(4) リスク管理・コンプライアンスへの対応

(リスク管理)

リスク管理については、「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所内部統制の推進及びリスク管理に関する規程」(以下「内部統制・リスク管理規程」という。)に基づき、内部統制推進責任者、内部統制・リスク管理委員会を設置し、各事業年度において、11月及び3月に計2回の委員会を開催し、11月の委員会では、リスク管理に係る重要な事項について検討を行うとともに、3月の委員会では、重要リスクの把握及び取組について、次事業年度計画の策定、本事業年度における実施状況の報告等を行っている。

リスク管理については、内部統制の適正な運用において、極めて重要な取組であることから、うみそら研全体で、重要リスクの把握等について事業年度途中においても必要があれば不断に見直すとともに実施状況等の情報共有等を図ることが必要である一方、これまでの委員会の運用では、リスク管理の見直しに必要となる実施状況の共有が年度末に開催される3月の委員会の1回限りとなっているため、年度途中における見直しが事実上困難となっている。

令和6事業年度においては、リスク管理のマネジメントサイクルをスピードアップし、当該事業年度内で完結するために、内部統制・リスク管理委員会の開催頻度を上げることを検討することが必要である。

また、令和4事業年度監事監査報告において指摘した事項であるが、研究業務を通じて得られた各種のデータの喪失は、業務継続の大きなリスクであり、仮に大規模地震等で原データが損傷しても研究業務が維持できるよう、バックアップを図ることが重要である。

本事業年度において取組が進められ、現在、うみそら研の文書ファイル実施要領、海技研の運用通知等については整備済みであり、また、海技研ではクラウドサービスを活用して、各種データのバックアップを推進している。一方、港空研及び電子研では、各種データのバック

アップに係る規程類を整備している段階であり、実効性の高いバックアップ体制の整備について速やかな対応が必要である。

(業務継続基本計画に基づく対応)

業務の継続については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所業務継続基本計画に定められたとおり、勤務時間外に発生した場合に参集できる職員の把握、必要な食料、飲料水等の備蓄、安否確認等の訓練等を実施している。業務継続基本計画については、平成28年6月に最初の計画が策定されて以降見直しが行われていない。

一方、同計画の「1. 策定の背景と位置付け」に記載されている「国土交通省業務継続計画 第3版」については、その後、中央省庁業務継続ガイドライン第2版や大規模地震・津波災害応急対策対処方針等に基づく見直しが行われ、平成30年5月に「国土交通省業務継続計画 第4版」が策定されている。

本研究所の業務継続基本計画についても、同計画策定以降に行われた政府全体の見直しの視点を踏まえ、その機能が十分なものとなっているか今一度確認を行うことが必要である。

(コンプライアンス違反への対応)

コンプライアンス違反については、重要なリスクととらえ、コンプライアンスマニュアルを作成するとともに、e-learning 等による役職員への周知・啓発に取り組んでいる。

しかしながら、e-learning 等によるコンプライアンス講習について、その実施内容を見た場合、海技研及び電子研においてはほぼすべての職員が受講済みである一方、港空研においては約2割の職員が未受講であり、令和6事業年度においては、受講率の向上のための取組改善が求められる。

また、コンプライアンス違反は、一旦発生すると法人全体の業務運営に多大な支障を生じさせるおそれがある事態である。

本事業年度においては、昨事業年度の監事監査報告における指摘を踏まえ、このような事態が発生した場合に、理事長が迅速かつ確実に事態の状況を把握するとともに、迅速かつ的確に対策を行うことができるよう、本研究所のリスク管理規程の見直しを行い、コンプライアンス違反等の事実発生又はコンプライアンス違反等が疑われる状況が発生した場合における内部統制推進責任者から理事長等へのエスカレーションの仕組みが整備されたところである。

なお、このリスク管理規程が定める理事長等へのエスカレーションには、理事長のほか、内部統制担当理事、総務部長、監事にも報告すべきことが定められている。

しかしながら、本事業年度に港空研で発生した職員によるコンプライアンス違反の疑いのある事案においては、監事への報告が事案発覚の6か月後と著しく遅れたことをはじめ、内部規程・規則に基づく対応の面で課題が見受けられた。

うみそら研のリスク管理規程の改正により整備されたエスカレーションの仕組みが、なぜ十分に機能しなかったのかなど、内部規程・規則に基づく適切な対応面における課題を検証し、今後の改善につなげることが求められる。

（５）研究管理

研究計画・評価、研究不正防止、利益相反マネジメント及び安全保障輸出管理については、以下のとおり適正に実施されたものと認められる。

研究計画・評価等については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所研究管理規程等に基づき、研究計画の策定、研究評価を実施している。研究評価については、事前・事後評価を内部の委員会及び外部の有識者による委員会において実施している。

研究不正防止については「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所研究活動における不正行為の防止並びに公的研究費等の執行及び管理に関する規程」（以下「研究不正防止規程」という。）及びこれに基づく基本方針及び不正防止計画に従い、倫理教育の徹底等の不正防止策を実施している。

利益相反マネジメントについては、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所利益相反マネジメント実施規程及び利益相反マネジメント方針に基づき、事前自己申告、定期自己申告及び利益相反委員会による確認等を実施している。

安全保障輸出管理については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所安全保障輸出管理規程（以下「安全保障輸出管理規程」という。）に基づき技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に対する管理業務体制を整備するとともに、e-learningにより安全保障輸出管理研修を実施している。

なお、研究インテグリティについては、一部の研究所において職員の講習受講率が十分でない講習も見受けられたが、上記のとおり、研

究不正防止規程、安全保障輸出管理規程等の整備・運用、教育・啓発等を行い、概ね適正に対応しているものと認められる。

（６）業務運営の効率化

業務運営の効率化については、本事業年度においては、第２期中長期計画の「１．組織運営の改善」に定める「課題解決を効果的・効率的に行えるような、組織の枠を超えた連携の強化を図る柔軟な組織運営」を実現する組織として、従来の業務効率化検討委員会を廃止し、新たに、業務連携委員会が設置された。

同委員会においては、これまで業務効率化検討委員会において進められてきた電子入札システムの運用等の効率化業務に引き続き取り組むとともに、一層の管理業務運営の効率化に向けて、内部管理業務の共通化を計画的に進める取組が始まった。

本事業年度においては、具体的な取組として、懲戒規程（各研懲戒規則を含む）の見直し、港空研ホームページ掲載内容の充実・強化（要領改正を含む。）、サーバ証明書の契約の一本化、構内保険契約の見直し等、令和６年度以降の電子入札システム継続利用及び研発審関係各種規程の見直しについて、同委員会の下に設置された部会において審議を行い、方針をとりまとめ、規程の見直し等の業務運営の効率化に関する取組が進められた。

第２期中長期計画に定める業務運営の効率化に関する目標を実現するため、令和６事業年度中に整備するロードマップに基づき、令和６事業年度においても、経営戦略室の効果的な関与の下で同委員会を中心とした取組を通じ、引き続き、業務運営の効率化及び改善について、計画的かつ着実に取り組んでいくことが必要である。

（７）法人文書管理等

法人文書の管理及び保有個人情報等の管理については、以下のとおり適正に実施されたものと認められる。

法人文書の管理については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所文書管理規程に基づき、総括文書管理者、文書管理者等を指定するとともに、法人文書管理簿への記載、保存期間が満了した法人文書の移管又は廃棄等を実施している。また、前述の（２）に記載のとおり、内部監査責任者である監査室長による内部監査も実施している。

保有個人情報等の管理については、国立研究開発法人海上・港湾・

航空技術研究所個人情報等管理規程に基づき、総括保護管理者、保護管理者等を指定するとともに、アクセス制限、媒体の管理等を実施している。また、前述の（２）に記載のとおり、内部監査責任者である監査室長による内部監査も実施している。

（８）安全・衛生

安全・衛生については、以下のとおり適正に実施されたものと認められる。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所安全衛生管理規程及び管理方針・管理計画に基づき安全・衛生対策を実施している。

具体的な安全管理対策としては、安全対策マニュアルの更新、安全防災パトロール、ヒヤリハットの情報収集、地震の際の施設等点検、耐震診断、防災・津波避難訓練、安全講習等を実施するとともに、年度末に開催する内部統制・リスク管理委員会において令和５年度の各研究所の保有施設点検・補修の実施状況を報告し情報共有を図っている。

令和６年度以降の施設等の点検・補修については、点検項目毎に法定点検と自主点検を区分した計画を策定するとともに、２、３年に一度の法定点検にも中期的な視点で漏れなく対応するため中期の施設点検計画の策定も検討することにより、より計画的かつ着実に点検・補修が実施されることが望まれる。

具体的な衛生管理対策としては、ストレスチェック、メンタルヘルス講習会、セルフケアセミナー、メンタルヘルスカウンセラーによるカウンセリング、産業医による健康相談等を実施している。また、その着実な実施に向け、各研究所の所長が幹部会の場を活用し、職員の積極的な受講・受診を働きかけていたものと認められる。

（９）固定資産の管理

固定資産の管理については、以下のとおり適正に実施されているものと認められる。

固定資産（少額備品や換金性の高い物品も含む。）については、港空研波崎海洋研究施設、電子研岩沼分室も含めて、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所会計規程等に基づき固定資産台帳への登録、標示票の貼付、实地検査等により管理を行っている。

なお、海技研旧大阪支所については、平成２６年３月の本所への機能移転以降、国庫納付に向けての準備を行うほか、維持管理を適切に

実施している。

(10) 情報セキュリティ

情報セキュリティ対策については、一部、法人文書の要機密情報の格付けについて改善が必要な点が見受けられるものの、以下のとおり適正に実施されたものと認められる。情報セキュリティポリシー、情報の格付及び取扱制限に関する規程等の情報セキュリティ関係規程に基づき、情報セキュリティ推進計画の策定及び推進、情報の格付及び取り扱い制限措置、例外措置の審査・適用等の対策を実施している。

本事業年度では、情報セキュリティ推進計画に基づき、自己点検、e-learning、情報セキュリティ監査等を実施している。

情報セキュリティ監査については、①情報セキュリティ関係規程の準拠性の確認、②情報セキュリティ管理体制及び実施手順の整備状況、③情報セキュリティに関する教育実施状況、④情報セキュリティ対策の自己点検実施状況について確認、ヒアリング等を実施した。

3. 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実に関すること

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見

(1) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）

財務諸表（貸借対照表、損益計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）については、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、うみそら研の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められる。

(2) 利益の処分（損失の処理）に関する書類

利益の処分（損失の処理）に関する書類については、法令に適合しているものと認められる。

(3) 決算報告書 決算報告書については、理事長による予算区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認められる。

(4) 会計監査人の会計監査

会計監査人の会計監査については、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、うみそら研の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める旨の「無限定適正」を付している。

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査については、監査の方法及びその内容、会計監査の結果報告は相当であるものと認められる。

5. 事業報告書についての意見

令和5年度事業報告書は、財務諸表と矛盾する記載はなく、うみそら研の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を正しく示しており、また、法令に従い業務の状況を正しく示しているものと認められる。

6. 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由該当事項なし。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府からの要請（給与水準の適正化、法人の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示など）に係る措置については、それぞれ適正に対応されているものと認められる。

1. 給与水準の適正化

うみそら研は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるための業務を担っている。そして、その業務内容は、

国の研究所等が行うものに近い性格を有している。

うみそら研の役員の報酬等の水準については、通則法第50条の2

第3項の規定の趣旨を踏まえ、国家公務員指定職給与を参考としつつ、うみそら研の業績評価結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じて決定されており、その報酬水準は妥当であるものと認められる。

また、職員の給与等についても、通則法第50条の10第3項の規定の趣旨を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与を参考として決定されており、その給与水準は妥当であるものと認められる。

2. 理事長の報酬水準

理事長は、研究所の高度で多様な業務を総理するとともに、幅広い知識・経験による高いマネジメント能力及びリーダーシップを発揮し、牽引することが求められる。

理事長の報酬は、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）による要請を継続して踏襲し、国家公務員指定職俸給表の事務次官の給与の範囲内としていることから、報酬水準は妥当であるものと認められる。

3. 契約の適正化（随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況）

うみそら研では、令和5年度調達等合理化計画において一者応札・応募の改善、共同調達の推進等を重点的に取り組むべき項目とし、同計画に従い調達業務を実施している。

うみそら研に設置する契約監視委員会において、研究所全体の随意契約の妥当性及び一般競争入札等の契約の点検、令和5年度調達等合理化計画の自己評価の点検、令和6年度に策定しようとする調達等合理化計画の点検を行った結果、いずれも妥当であることが確認された。

監事監査においても、随意契約の妥当性、一般競争入札等における一者応札・応募の改善への取組状況について検証し、いずれも妥当であるものと認められる。

4. 保有資産の見直しについて

保有資産の見直しについては、適切に実施しているものと認められる。

5. 情報開示について

国民の情報へのアクセスを容易にするために、うみそら研のウェブサイトにおいて、「附帯決議等を踏まえた総務省通知に基づく情報公開」のほか、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、通則法その

他の法令、ガイドライン等に基づく公表事項を適時適切に開示しているものと認められる。

なお、細かな点ではあるが、以下の事項について、公開情報へのアクセスを、より一層容易とするための工夫があると望ましい。

具体的には、独立行政法人等情報公開法施行令第 12 条の定めによる公表事項のうち、「当該独立行政法人等が法令の規定により使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法」については、うみそら研のウェブサイトには記載がなく、同ウェブサイトからリンクする各研究所のウェブサイトにおいて個別に「開示の実施方法に関する規程、開示手数料に関する規程」を記載しているのみである。うみそら研のウェブサイト中の公開情報欄にも記載を追加するなど、公開情報へのアクセスを容易とするための工夫があると望ましい。

さらに、同施行令第 12 条の定めによる公表事項のうち、本法人に係る、政策評価法の規定に基づく政策評価の結果、総務省設置法第 4 条 1 項第 11 号の規定に基づく直近の評価及び監視の結果、会計検査院の直近の検査結果のうち本法人に関する部分については、うみそら研のウェブサイトに記載がないため、ウェブサイトにアクセスした者が、その有無を確認することができない状態となっている。これら事項について該当がないのであれば、その旨、うみそら研のウェブサイト中の公開情報欄への記載の追加があると望ましい。

IV 監査報告を作成した日

令和 6 年 6 月 26 日

令和 6 年 6 月 26 日

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

監事 田辺 佳子

監事 日向 弘基